



選ばれる解決力

法律事務所 S

～ Cool Head, Warm Heart ～

LEGAL IMPACT実施報告書

～SDGs推進報告2019～

2020. 1. 1

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



私たちの約束

法律事務所 S

- ・ 弊所は、2019年1月1日、10周年の節目に、SDGs（持続可能な開発目標）の推進を「LEGAL IMPACT」と称し、地域の課題解決に取り組むことを宣言しました。
- ・ また、去年の事務所名を「法律事務所 S」に変更した際の「S」にも、持続可能な社会の実現に貢献するという意味で、sustainable（持続可能な）のSが込められています。

2019年度実績報告



1. 市民と企業へ質の高い教育を～改正民法無料講演

- 2020年4月1日施行の改正民法に関する**無料講演会を1回**、市内で地域企業向けに開催しました。聴講者には改正民法の要点をお伝えすることができましたが、聴講者が少なかったのが課題です。しっかりとニーズを捉え、ためになる講演を開催すること、募集計画を効果的に立てることも重要です。



2. 地域経済の発展～多角的業種との相乗効果を活用した事業承継支援

- 本年は事業承継の**法律相談6件、事件業務3件**を行いました。廃業確定の企業を第三者承継させ、企業の有形無形の事業資産を守ることに成功しました。インフラ産業だったこともあり、**地域のインフラ維持**にもつながりました。
- その際、許認可を行政書士、登記を司法書士、税務コンサルを税理士、融資を銀行、承継先探索で地域企業の協力を得、**弊所のネットワークを最大限活用**しました。



2019年度実績報告



3. 司法アクセスの改善、経済的更生、女性や子供を暴力から解放～法テラス利用

- 経済的窮状にある方の事件を法テラスを通じて **56件** 受任し、その他相談 **20件** を実施しました。司法アクセス改善により、「法の支配」の実質的拡充に繋がりました。
- そのうち、経済的困窮者の**債務整理事件を34件** 受任し、クライアントの経済的更生に寄与しました。
- また、女性や子供、障がい者を対象とする殺人、強姦性交、傷害、暴行などの**犯罪被害者の支援は8件** でした。社会で大きく取り上げられた事件ではマスコミの過度な取材による被害者の二次被害対策も実施しました。



4. 働きがいと女性活躍へ～残業禁止、プレミアムフライデー、テレワークの推進

- **残業は18時以降原則禁止**まで発展させ、他方で、業務効率の向上アプリT r e l l o 導入に繋がりました。
- 導入3年目のプレミアムフライデー。ワーク・ライフ・バランスを目的として、毎月第3週の金曜日15時終業という形で実施しています。
- **テレワーク**は、弁護士の所外業務と育児中のスタッフ1名の在宅勤務が中心です。後者は現状可能な業務が少ないですが、2020年は**ZOOMアプリを導入して業務範囲を拡充**します。



2019年度実績報告



5. 企業へのSDGs推進

- 弁護士会や法律顧問先へのSDGs推進に関するアドバイスを**合計4件**実施しました。
- 弊所弁護士が2019年度の理事長を務めた相模原JCが、以下の実績を上げました。

①相模原市とSDGs協働推進宣言を締結して、SDGsの推進を市域に拡大。

②市内企業210社がSDGs推進を宣言。

<http://www.sagadgs.com/>

③SDGsをフェスティバルで市民5000名に発信。



総括

～ 2019年度のまとめと2020年度の展望～



- 2019年度は、弊所のSDGs推進元年となりました。弁護士事務所がSDGs推進を掲げるのは全国的にも稀有ですが、士業は法や制度にも親しみやすく、業種的にSDGsの推進には比較的取り組みやすいと考えます。事業2、3は元々弊所が業務として取り組んでいたもの、それ以外は新たに取り組みを開始したものです。また、弊所弁護士が所属する公益社団法人相模原青年会議所の事業を通じて、相模原市や地域企業のSDGs推進に関し、一定の寄与ができたのではないかと自負しております。弊所は、ボランティアではなく、**ビジネスを通じた社会課題の解決をすることこそが、SDGsの推進を持続可能なものとし、またこのコンセプトを地域に浸透させることで一つでも多くの企業がSDGs推進に取り組むことが重要であると考えます。**
- その点では、弊所の取り組みをより加速、拡大させることで事業自体の成果を広げるだけでなく、**他社にもSDGsを推進するよう推奨していくことが肝要**であると考えます。
- また、2020年は、SDGs推進の重要コンセプトの一つといえる**他社等とのパートナーシップの締結**により、ビジネスを通じた社会課題の解決に相乗効果とイノベーションを起こすことで、社会課題の解決力を高めていくことを目標とします。

以上

